最終更新日：2020年8月31日
株式会社IGポート
代表取締役社長　石川光久
問合せ先：0422-53-0257
証券コード：3791
http://www.igport.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業倫理の重要性を認識しかつ変動の激しい企業環境に対応するために迅速な意思決定と効率的かつ健全な経営が企業価値を継続し高めていくと認識しております。また、経済はより一層のボーダーレス化が進む中、国際競争力を高めるため、グローバルに通用するコーポレート・ガバナンスを確立すること及び近年の企業の不祥事を防ぐべく経営のチェック機能の強化を行うことにより、経営陣が株主ほかステークホルダーに対する責務を果たしていきたいと考えております。この実現のため、株主総会、取締役会、監査役等の機能を一層充実させ、実効的なコーポレート・ガバナンス体制を確立していきたいと考えております。今後につきましても、明確に権限及び責任を分配する統治機構を検討・試行し「効率的な経営」かつ「健全な経営」を実現することで競争力を高め、更なる業績の向上を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
石川光久	974,300	19.27
株式会社電通グループ	498,000	9.85
日本テレビ放送網株式会社	498,000	9.85
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02	294,200	5.82
株式会社NTTぷらら	252,000	4.98
佐藤徹	151,600	3.00
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	148,400	2.94
保坂嘉弘	132,600	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	121,300	2.40
BANQUE PICTET AND CIE SA	119,200	2.36

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況の所有株主数につきましては、2020年5月31日現在の株数であります。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	5 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
板東浩二	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
板東浩二	○	板東浩二氏は、当社株式の4.98%を所有する株式会社NTTぷららの代表取締役をを務めておりました。また、同社と当社グループが制作する映像物のライセンス等に係る取引は、令和元年度の連結売上高に占める割合は軽微（0.1%）であり、一般の他の取引先と同様の条件によるものであります。	映像配信サービスを展開する電気通信事業会社の経営者としての実績を持ち、その豊富な経験と見識を活かした経営に対するアドバイザーとして、当社の経営力を強化するため、社外取締役に適任と判断いたしました。 また、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人、内部監査室との相互連携については、必要に応じて情報交換の場を設けて、監査の計画、概要及び結果の報告等を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
桶田大介	弁護士													
木本恵輔	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桶田大介	○	桶田大介氏は、当社子会社の顧問弁護士として映像製作に係る著作権等の法務アドバイザーとしての取引がありますが、顧問契約に基づくものであります。	弁護士としての経験と専門知識を有すると共に当社グループが属するグローバルなコンテンツ産業に精通し、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスを行なっております。 また、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
木本恵輔	○	木本恵輔氏は、かつて当社の会計監査を委嘱する監査法人トーマツの業務執行者である期間がありましたが、14年前に退職しております。	公認会計士として大手監査法人での業務を経験し、その専門知識を活かして当社の監査機能の充実を図るため、社外監査役に適任と判断いたしました。 また、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

平成26年8月に新株予約権の行使期間が終了し、その後は役員に対する新たなインセンティブ付与の実施は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

事業報告及び有価証券報告書において取締役の総額及び社外役員の総額を開示しております。
2020年5月期における取締役会報酬は以下のとおりです。
取締役10,500千円(5名)、うち社外取締役2,550千円(3名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会が決定する報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の議題、事前に吟味が必要とされる場合の資料をメール等で伝達するようにしております。また、監査のために人員が必要な場合は、監査役の求めに応じて補助する使用人を置くものとしております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役3名から構成される取締役会は、1名の社外取締役を独立役員として指名しております。取締役会により、経営上の重要な意思決定を行なっております。原則として月1回の定例取締役会において経営方針・法定事項・その他重要事項を決定しており、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行を監督しております。また、当社グループの構成及び事業規模から、比較的少人数の構成により、効率的で実効性の高い統制制度を維持しようと考えております。監査役3名から構成される監査役会は、2名の社外監査役を独立役員として指名しております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、会計監査人及び内部監査室(1名)と連携をとりながら、各専門的な見地から業務執行の監査を実施しております。会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査については、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計における適正性を確保しております。取締役候補者指名につきましては、能力及び実績を重視し、取締役として業務執行を行なえる人物を取締役会にて十分検討のうえ決定することとしております。取締役の報酬につきましては、株主総会の決議の範囲内で、原則として会社の業績を踏まえ、取締役会の協議のうえ決定しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、経営者としての豊富な人脈、経験、知識を有する社外取締役1名と、弁護士、公認会計士として豊富な知識と経験を有する社外監査役2名を登用し、社外取締役による業務執行の透明性・効率性を高め、社外監査役による経営のチェック機能を強化し、取締役会機能の充実を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は5月期決算会社でありますので、集中日における株主総会の開催はありません。
その他	当社グループへの理解を深めていただくために、株主総会終了後に講演会や上映会を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに財務情報、開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社グループは、アニメーション製作及びコミック出版を主な事業として、積極的な適時情報開示、作品内容とブランド力の向上に努め、社会的責任を果たし、ステークホルダーの満足度を高める方針であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針は次のとおりです。

1．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守と公正な倫理観が企業存続の必要条件との認識の下、当社管理部長は監査役、内部監査室と連携しグループ全体のコンプライアンス体制の構築、整備に努め、重要な意思決定にあたっては事前に法令及び定款に適合しているか否かを検討し、必要に応じて取締役会に報告する。監査役も独自にグループ会社の業務活動の法令及び定款への適合性、法令遵守の状況について監査を行い、内部牽制の徹底のための助言、勧告等を行う。内部監査室は、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。万一コンプライアンスに関連する問題が発生した場合には、その内容・対処案が当社及び各子会社の代表取締役社長、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要な会議議事録、取締役が職務権限規程等に基づいて決裁した書類等を、法令の定め及び文書管理規程、稟議規程等に基づき、適切に保存・管理（廃棄を含む）し、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、グループ各社で稟議規程、職務権限規程等に基づき、組織的に損失の発生を未然に防止するものとする。リスクが発現した場合はその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告する体制を構築し、当社取締役会を中心に損失を最小限度にとどめるために必要な対応を早急に検討し実行する。日常的にもグループ各社の取締役、各部門を統括する使用人は、関係規程及びそれぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、評価、分析した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役は、取締役会規程、職務分掌、職務権限規程、関係会社管理規程等に基づいて効率的に職務の執行を行う。くわえてさらなる意思決定の効率化と業務執行機能の強化を図るため、執行役員規程を導入する。毎月1回取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況並びに年度計画に基づく各社の業務の進捗状況を報告し、これを監視監督する。

5．当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社管理部長は関係会社管理規程に基づきグループ各社の業務等の把握に努め、取締役会において、グループ各社の業績、財務状況その他重要な事項についてグループ各社の代表取締役及び担当取締役とあわせて報告を行い、当社企業集団における業務の適正の確保に努める。あわせて、グループ各社の間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、監査役又は担当部署と十分な情報交換を行う。

6．監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項及び当該使用 人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査役が求めたときは監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。当該使用人はもっぱら監査役の指揮命令に従い必要な業務を行うものとする。

7．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命、異動、評価等については、監査役の同意を得るものとする。

8．グループ各社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

グループ各社の取締役及び使用人等は、グループの経営に重大な損失を与える事項又はその恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法や不正行為を発見したときは速やかに監査役に報告する。監査役は当該報告内容、業務の執行状況等を把握するため、必要に応じて取締役及び使用人等にその説明を求めることができる。また、当該報告を行ったものに対し、そのために不利な取扱いを行うことを禁止する。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理の請求があった場合には、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、直ちにこれを負担する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、重要な意思決定の過程等を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等にその説明を求めることができる。内部監査室は、内部監査規程に基づき監査役と積極的に情報交換し、相互に効率的な監査業務を遂行できるよう連携する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本方針は次のとおりです。

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社はコンプライアンスの取組として、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、一切関係を持たず、経済的な利益を供与しないことを基本的な考え方としています。

(2)反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

・対応統括部署

管理部を対応統括部署とし、対応しております。

・外部専門機関との連携

所轄官庁や顧問弁護士など外部機関と連携しております。

・反社会的勢力に関する情報の収集・管理

管理部を窓口とし、所轄警察と協力し、反社会的勢力に関する情報収集に努め、一元管理を行っています。

・従業員への周知

社内研修等を通じ、反社会的勢力への対応について周知を図っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、短期的な利益追求のために企業の将来価値を損なう敵対的買収に対して、最大の防衛策は企業価値を高める経営戦略を遂行することであると認識しております。また、平時導入・有事発動の防衛策に関しましては、適法性を吟味し、企業と株主全体に共通する利益の維持・向上である防衛策を取締役会において慎重かつ適切に判断してまいります。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

（コーポレート・ガバナンス模式図）

